

# 神栖市議会告示第1号

## 条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月28日

神栖市議会議長 大槻 邦夫

- 1 日 時 平成29年8月4日（金）午前10時
- 2 場 所 神栖市溝口4991番地5 神栖市議会議場
- 3 事件名 議案第1号「（仮称）防災アリーナ整備事業」に係る規模の見直し賛否を問う住民投票条例の制定について
- 4 意見を述べる時間 60分以内
- 5 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数 6人以内
- 6 傍聴人の定数 一般席38人  
先着順により傍聴券を交付します。  
※希望者が定員の38人を超えた場合には抽選となります。